

## インボイス制度開始に伴う仕入先に対する注意点

23-006号  
通巻:245

2023年(令和5)年10月1日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)が開始され、仕入先によっては消費税の納税額が増加する事業者も生じてきます。そこで仕入先との取引を継続するにあたり、下請け法等の考え方からの注意点を簡単にご説明をさせていただきます。

□適格請求書(インボイス)とは

「売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるため」の請求書や領収書、納付書等のことで一定の記載事項を満たす必要があります。現行の区分請求書からの追加事項は、①登録番号②適用税率③税率ごとに区分した消費税等となります。

□適格請求書(インボイス)の影響

前述の一定の記載事項を満たしていない請求書等の場合、仕入に係る消費税額(仕入税額控除)が認められずに消費税の納税額が増加する可能性が生じます。そこで、仕入先との注意点を3つの事例でご紹介いたします。

## インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

## 【事例1】

- 「報酬総額11万円(消費税相当額1万円を含む)」で契約を行った
- 取引完了後、インボイス発行事業者(消費税法の課税事業者)でなかったことが請求段階で判明したため、送られてきた請求書の記載金額に関わらず、消費税相当額の1万円を支払わない。



## ➤それ、下請法違反です!

発注者(買手)が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。

引用: 公正取引委員会(インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方)

## 【事例2】

○継続的に取引関係のある下請事業者が消費税法の免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注。

○その後、インボイス制度開始に伴い、下請事業者にインボイス発行事業者（消費税の課税事業者となり消費税の申告義務あり）となるように求めた。その結果、下請事業者がインボイス発行事業者となったにも関わらず、「単価10万円+消費税相当額1万円」への価格交渉に応じず、一方的に「単価10万円（税込）」で据え置くこと。



### ➤それ、下請法違反となるおそれがあります！

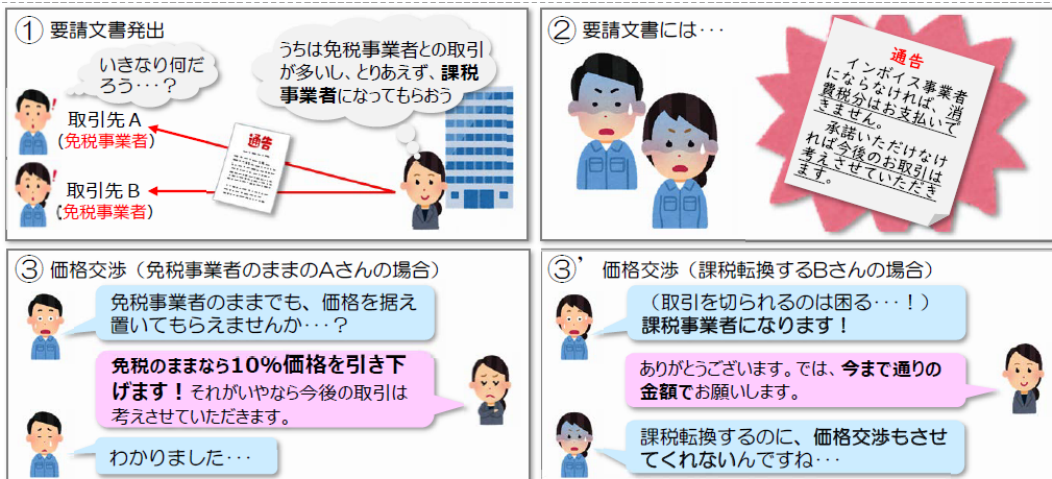


下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買ったとき」として問題になるおそれがあります。

## 【事例3】

○消費税法の免税事業者である取引先にインボイス発行事業者（消費税の課税事業者となり消費税の申告義務あり）となるように求めた。

○その際に、「インボイス発行事業者にならなければ、消費税分は支払いしない。承諾しなければ今後の取引はできない。」という要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。



### ➤それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。

引用：公正取引委員会（インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方）

下請先等の立場の弱い取引先に対してインボイス制度の開始に伴い、価格の据え置きやインボイス発行事業者になることを強く要請すると下請法等に抵触する恐れがあります。自社が逆の立場で得意先様から同様のことを求められた際には下請法等に抵触する恐れがある旨を伝え交渉するべきこととなります。インボイス制度をはじめ取引先との交渉時に疑問が生じた場合はお気軽にお問合せ頂ければ幸いです。